

墨田区高齢者等住宅あっせん 事業のご案内

この事業は、立ち退き等のため住宅に困っている高齢者等の方に対して、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第三ブロックのご協力により、住宅のあっせんを行い、安心して生活ができるようにするものです。

○ 住宅のあっせんを受けられる方

次のすべてにあてはまる方

- 1 次のいずれかに該当する世帯の方で、家賃のお支払いができる方
 - (1) 満65歳以上のひとり暮らしの方又は満65歳以上の方を含む世帯で、全ての世帯員が満60歳以上の方で構成されている世帯の方
 - (2) 身体障害者手帳4級以上の方、精神障害者保健福祉手帳3級以上の方又は愛の手帳3度以上の方を含む世帯
 - (3) 満18歳未満の児童を扶養するひとり親世帯の方
- 2 区内に1年以上お住まいの方
- 3 立ち退き等を受け、お住まいにお困りの方
- 4 日常生活が可能な方（掃除、洗濯、炊事等がひとりでできる方）
- 5 緊急連絡先がある方

○ 申請の方法

住宅のあっせんを希望する方は、住宅課（区役所9階）で申請してください。

※申請から入居までの流れ

1 住宅あっせん申請

↓ ① 高齢者等住宅あっせん申請書、② 同意書の記入

2 あっせんの適否決定

↓ 申請の内容を審査します

3 宅地建物取引業協会第三ブロックにあっせんの依頼

↓ 協会会員（不動産店）に物件情報の提供を依頼します

4 住宅の紹介

↓ 住宅課から住宅をご紹介します

5 家主の方との契約



6 あっせん住宅入居

○ 住宅のあっせんを受けられる方へ

- 1 申請する際には緊急連絡先が必要です。
緊急連絡先の方には、入居者の方と連絡が取れない場合、代わりに入居者の状況を説明していただく必要がありますので、十分ご理解のうえ緊急連絡先になっていただくようお願いします。
- 2 申込者の方と住宅の家主の方との契約になりますので、敷金、礼金、仲介手数料等の費用は申込者の方の負担となります。
- 3 あっせんされた住宅へ入居が決まった場合や、住宅のあっせんを希望されなくなった場合は、住宅課にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

墨田区都市計画部住宅課居住支援担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋1丁目23番20号

☎5608-2816